

こどもの定義と理念・目的_他市事例

資料5-4

市町村	条例	施行年月	表記	こどもの年齢	基本理念	目的
大阪府	大阪府子ども条例	平成19年4月	子ども	おおむね18歳未満の者	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもが人としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されなければならないことを十分認識し、行動しなければなりません。 子どもが社会における様々な活動に参加する中で、健やかに成長することを認識し、子どもに対する参加の機会の提供に努めなければなりません。 	この条例は、子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることに関し、基本理念を定め、府、保護者、学校等、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の施策について必要な事項を定めることにより、子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることに関する施策(以下「子ども施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。
大阪府箕面市	子ども条例	平成11年10月	子ども	18歳未満の者	<ul style="list-style-type: none"> 市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。 子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。 大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。 市民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。 	この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。
大阪府池田市	子ども条例	平成17年4月	子ども	おおむね18歳未満の者	<p>子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。</p> <p>(1)子どもの権利として、大人と同様にひとりの人間としての権利及び成長過程において保護され、かつ、配慮される権利を子どもが有し、子どもがその権利の主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、次に掲げる事項を大切にしてい取り組むこと。</p> <p>ア すべての子どもは、人種や国籍、性別などの理由にかかわらず、基本的人権が保障されるとともに、いかなる差別的取扱いも受けることがないこと。</p> <p>イ すべての子どもは、その命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。</p> <p>ウ すべての子どもは、自分に関係のあるすべての事項に関して自由に意見を表すことができ、それらの意見は子どもの年齢や発達に応じて十分に考慮されること。</p> <p>エ すべての子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が優先して考慮されること。</p> <p>(2)保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。</p> <p>(3)保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。</p>	この条例は、子どもの育成に関し、保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もって出産、子育てに対する市民の不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。
大阪府大東市	子ども基本条例	平成19年10月	子ども	おおむね18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもが、毎日笑顔で生活し、夢に向かって努力できるようにする。 すべての大人が、子育てを楽しみ、子育てを通して人の温かい心と和を感じとれるようにする。 すべての子どもと大人が一つでも多くの喜びを共有することができるようにする。 	この条例は、すべての子ども(おおむね18歳未満の者をいう。以下同じ)が心身ともに健やかに育つことができ、すべての人が安心して出産および子育てができるよう、基本的なことについて定めることを目的とする。
大阪府泉南市	子どもの権利に関する条例	平成24年10月	子ども	本市に住民票を置く人のほか、本市に住んでいたり、本市で学んでいる、何らかの活動を本市で行っている原則として18歳未満の人		この条例は、児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)に基づいて、泉南市を「子どもにやさしいまち」としていくため、その基本となる原則及び具体化の方向について定めるものです。 2この条例の目的とする「子どもにやさしいまち」は、子どもの権利を尊重し、子育てと子育てを社会で支え合う仕組みを整え、一人ひとりの子どもが人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことができるまちです。
大阪府豊中市	子ども健やか育み条例	平成25年4月	子ども	おおむね18歳未満の者	<p>子どもの健やかな育ちは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。</p> <p>(1)日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とすること。</p> <p>(2)子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人が共に考えること。</p> <p>(3)子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう、子どもの力を信頼し、又は認めるとともに、その個性や能力を発揮することができる機会を提供するほか必要な支援を行うこと。</p>	この条例は、子どもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、市、保護者、子ども関連施設、地域住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、子育て・子育ての支援に関する施策について必要な事項を定めることにより、子育て・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に寄与することを目的とする。
大阪府四条畷市	子ども基本条例	平成27年12月	子ども	概ね18歳未満の人		児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)の理念に基づき、子どもの権利を保障し、市、保護者、大人、地域住民等、施設関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもを社会全体で支援するまちづくりを推進し、もって子どもの権利が保障される社会の実現に資することを目的とする。
大阪府和泉市	輝く子どもを育む教育のまち条例	令和3年4月	子ども	おおむね18歳未満の者	<p>輝く子どもを育む教育のまち和泉市の実現に当たり、基本理念は次のとおりとする。</p> <p>(1)子どもが夢と希望を持って健やかに成長することを願い、子どもを温かく見守り、その人格を尊重することを基本とする。</p> <p>(2)子どもの豊かな情操及び規範意識が育つための取組を推進することを基本とする。</p> <p>(3)市長、教育委員会、学校園、保護者、地域の団体等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力し、子どもの健やかな成長を支援することを基本とする。</p>	条例は、「生命・人格・人権」を尊重し、挨拶その他の礼儀を重んじ、感謝の心を持って、生涯を通して自分の個性を伸ばすことのできる人が育つ環境を整え、確保することで、豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康及び体力を備えた、未来を担う子ども(以下「輝く子ども」という。)を育む教育のまち和泉市の実現に資することを目的とする。
大阪府枚方市	子どもを守る条例	令和4年3月	子ども	おおむね18歳未満の者	<p>市における子ども・子育て支援に関する基本理念は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること。</p> <p>(2)一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育むこと。</p> <p>(3)一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもを育てる家庭全体を支援すること。</p>	この条例は、子ども及び子育てに関する支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市、保護者、地域住民、学校園等及び事業者の役割を明らかにするとともに、子どもを守る体制づくり及び子ども・子育て支援に関する施策(以下「子どもを守る施策」という。)に関する基本事項を定めることにより、一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの実現に資することを目的とする。
大阪府熊取町	子どもの権利に関する条例	令和4年4月	子ども	18歳未満の者及び18歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者		この条例は、子育てのかたちや地域のかたちなど、子どもを取り巻く環境が多様化し日々変化するなか、子どもの権利が普遍的に守られ、多様な子どもの育ちや暮らしを認め合い、支え合う社会が求められている中で、子どもの権利や、保護者をはじめ地域社会、行政といった様々な立場の者が子どもの育ちを支えるための役割を定めることを目的とします。

大阪府内

市町村	条例	施行年月	表記	こどもの年齢	基本理念	目的
大阪府泉佐野市	泉佐野市こども基本条例	令和6年1月	こども	18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者	こどもへの支援は、次に掲げる事項(以下「基本理念」という。)に基づいて推進されなければならない。 (1)こどもの置かれている環境にかかわらず、差別、虐待、体罰、いじめその他の問題に悩み苦しむことなく生きていくことができるよう、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法その他法令の理念に基づき、こどもの基本的人権を尊重し、その権利を擁護すること。 (2)こどもが発達段階に応じた学び及び遊びを通じて豊かな人間関係を育み、自ら意見を表明し、及び主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。 (3)こどもが自らを大切に思い、他者の人権を尊重する力を持ち、次代の社会を担うことができるようにすること。 (4)こどもを地域社会全体で健やかに育むため、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者が、それぞれの役割に応じて、自主的かつ主体的に責務を果たすとともに、互いに連携協力し、総合的に取り組むこと。	この条例は、児童の権利に関する条約の精神のつと、こどもの健やかな成長の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、権利の主体であるこどもの権利が尊重され、こどもが家庭、学校その他の学びの場及び地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるまちを実現することを目的とする。
大阪府阪南市	阪南市子どもの権利に関する条例(素案)	検討中	子ども	おおむね18歳未満の人		この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)の理念に基づき、子どもに関わる様々な主体が、子どもの力を知り、子どもを信じ、子育てを支えるための理念、果たすべき役割等を意識し、子どもの権利を保障するとともに、子どもが、年齢や発達段階に応じて主体的に参画できる「共創」によるまちづくりを進めることを目的とします。
東京都中野区	子どもの権利に関する条例	令和4年4月	子ども	区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人のことをいいます。	第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。 (1)子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。 (2)子どもは、その意見、考え、思い(以下「意見等」といいます。)を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。 (3)子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。 (4)子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。	この条例は、中野区に関わる全ての人々が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。
静岡県富士市	子どもの権利条例	令和4年4月	子ども	18歳未満の者で、市内に居住し、通学し、通所するものその他市内で活動するものをいい、これらの者と同等にこの条例が適用されることが適当であると市長が認める者を含みます。		この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。
愛知県瀬戸市	子どもの権利条例	令和4年10月	子ども	子ども市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることがふさわしい者。		この条例は、子どもの権利並びに市、保護者、学校等関係者及び地域住民等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障するための支援、子どもの権利侵害からの救済及び回復のための施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とする。
富山県南砺市	南砺市こどもの権利条例	令和5年4月	こども	心身の発達の過程にある者		この条例は、子どもの権利条約と日本国憲法やこども基本法に基づき、こどもの持つ権利を保障するための総合的な施策を推進することを目的とします。
東京都武蔵野市	子どもの権利条例	令和5年4月	子ども	18歳未満の市民(団体を除きます。)その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者		この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)、日本国憲法その他関連する法令などに基づいて、現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします。
東京都荒川区	子どもの権利条例	令和5年4月	子ども	荒川区に住んだり、荒川区で学んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人のことをいいます。ただし、これらの人と同じく、権利を認めることがふさわしい人も含みます。	子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。 (1)子どもの最善の利益を優先して考えること。 (2)全ての子どもが、差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されること。 (3)子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。 (4)子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を発達に応じて十分に考慮すること。	この条例は、子どもの権利を保障し、保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者及び区の役割を定めることにより、子どもの夢や希望をはぐくみ、笑顔に満ちあふれた荒川区の実現を目指し、荒川区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。
鹿児島県鹿児島市	こどもの未来応援条例	令和5年5月	こども	18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者	こどもの健やかな育ちは、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて推進されなければならない。 (1)日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重することを、全ての取組の基礎とすること。 (2)こどもにかかわることを決める場合は、こどもの成長及び発達の程度に応じ、こどもの意見を尊重するなどこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考慮すること。 (3)おとなと共に社会を構成し、今の社会を生きる一員及び未来の社会の担い手として、こどもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。 (4)市の責務及び保護者等の役割に応じて自主的かつ主体的に取り組むとともに、相互に連携し、及び協力することにより、こどもの健やかな育ちを支え合うこと。 (5)全てのこどもの声や願いが届き、多様性が尊重され、自分らしく生きることや、自分の可能性を伸ばすことができるまちづくりを進めることは、こどもだけでなく、鹿児島市に住む又は鹿児島市を訪れる全ての人にとって優しいまちづくりにつながるという認識の下に、福祉、医療、保健、教育及び地域づくりといった、あらゆる分野がつながりを深め、総合的な取組がなされること。	この条例は、こどもの健やかな育ちの推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民、地域及び事業者(以下「保護者等」という。)の役割を明らかにするとともに、こども施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、全てのこどもが健やかに成長し、将来にわたって夢や希望を持てるまちを実現することを目的とする。

	市町村	条例	施行年月	表記	こどもの年齢	基本理念	目的
大阪府外	東京都葛飾区	葛飾区子どもの権利条例	令和5年10月	子ども	葛飾区内に在住し、在学し、在勤する等、区内において生活し、及び活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人	子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。 (1)子どもの命が守られ、安全及び安心な環境の下、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育及び生活の支援を受けること。 (2)子ども自身が自分の意見を自由に表明することができ、子どもの年齢及び成長の程度に応じて、十分に尊重されること。 (3)子どもに関することが決められ、行われるときにおいて、子どもの最善の利益が優先され、及び考慮されること。 (4)子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。	この条例は、子どもの権利を大切に守っていくための基本となる事項を定めることにより、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、葛飾区(以下「区」といいます。)全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。
	新潟県	新潟県子ども条例	令和6年4月	子ども	心身の発達の過程にある者をいい、子ども施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとする。	子ども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1)全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにするなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約、児童福祉法及び子ども基本法(令和4年法律第77号)の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること。 (2)全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。 (3)全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保すること。 (4)全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること。 (5)誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じ、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民が相互に連携し、及び協力して社会全体で子どもを支えるための取組を推進すること。	この条例は、子ども施策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めることにより、子ども施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。
	静岡県藤枝市	藤枝市子ども基本条例	令和6年4月	子ども	18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者		この条例は、全ての子どもを尊重し、こどもの権利並びに保護者、市、学校等、地域住民等及び事業者の責務その他の市が行う子ども基本法に規定することも施策の推進のための基本となる事項を定めることにより、子どもたちが安全に、かつ、安心して健やかに育つまち及び子どもにやさしいまちの実現に寄与することを目的とする。
	青森県むつ市	むつ市子どもの笑顔まんなか条例	令和6年4月	子ども	18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者	こどもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。 (1)日本国憲法、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)、子ども基本法(令和4年法律第77号)の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重すること。 (2)子どもに関わることを決める場合は、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考慮すること。 (3)社会を担っていく存在である子どもが、社会の一員として意見表明し、社会参加することができるよう環境を整備すること。 (4)市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が、それぞれ相互に連携し、及び協力することにより、子どもにやさしいまちづくりに取り組むこと。	この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、健やかに成長していくことができるよう、子どもを権利の主体として認め、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、その育ちを支え、子どもが笑顔になるよう子どもをまんなかに捉え、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。
	東京都北区	北区子どもの権利と幸せに関する条例	令和6年4月	子ども	次の各号のいずれかに当てはまる18歳未満の人およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人をいいます。 一区内に住んでいる人 二区内で学んでいる人または働いている人 三前二号に当てはまる人のほか、区内で生活し、または活動する人	1子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一とします。 2子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重し合い、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されます。 3子どもが将来への夢と希望を持って、幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備します。	この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、未来を担う子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長できるよう子どもの権利を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的とします。
	東京都町田市	町田市子どもにやさしいまち条例(まちだコードマチ条例)	令和6年5月	子ども	町田市内に居住し、通学し、通勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であるとして市長が認める者		この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。
	三重県鈴鹿市	鈴鹿市子ども条例(仮称)骨子案	検討中	子ども	18歳未満の者(18歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者も含む)	・日本国憲法、児童の権利に関する条約、子ども基本法等の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重すること。 ・子どもの最善の利益を第一に考慮すること。 ・子どもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。 ・市や保護者等は、それぞれの役割を果たし、また、互いに連携・協力しあうことで、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあうこと。	・子どもの健やかな育ちに関して、基本理念を定め、子どもの大切な権利や、市や保護者等の役割を明らかにする。 ・子どもに関する施策を継続的に推進するための基本的事項を定めること。 ・子どもの権利が尊重され、子どもが健やかに成長できるまちを目指すこと。

市町村	条例	施行年月	表記	こどもの年齢	基本理念	目的
千葉県千葉市	千葉県子ども・若者基本条例(案)	検討中	子ども	千葉市に在住、在勤、在学あるいは千葉市に所在する子どもに関わる施設を利用又は、団体に所属し、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期等の各段階に限らず、心身の発達の過程にある概ね20歳代までの者 若者…千葉市に在住、在勤又は在学あるいは千葉市に所在する若者に関わる施設を利用又は、団体に所属し、思春期及び青年期等にある概ね30歳代までの者	全ての子どもや若者が自分らしく健やかに成長し自立するための支援に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければなりません。 (1)全ての子どもや若者について、誰一人取り残されることなく、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、それぞれの個性によって差別的な扱いを受けることがないようにすること。 (2)全ての子どもについて、心身の成長及び人格の形成に影響を与える虐待やいじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力、差別等(以下、「虐待等」といいます。)から守られるとともに、被害を受けた場合には保護され、必要な支援が受けられること。 (3)全ての子どもについて、無条件でその存在を受容され、自尊心が育まれるとともに、社会の一員として必要とされることで得られる安心感を養えるよう、愛情深く養育されること。 (4)全ての子どもについて、発達及び理解の程度に配慮して、意見を形成するための支援や意見を表明する機会及び様々な社会的活動に参加する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、一人一人の最善の利益が優先して考慮されること。 (5)病気や障害、医療的ケアが不可欠な状況等により支援が必要な子どもについて、個々の状況に応じた配慮がなされること。 (6)こどもの養育は家庭を基本としつつ、社会のあらゆる分野において、その構成員が、こどもの養育に関する理解を深め、それぞれの立場でその役割を果たすとともに、こどもを養育する家庭に対する必要な支援を行うことにより、こどもが健やかに成長する環境を整えること。 (7)全ての若者について、社会の一員として社会への参画が促進されるとともに、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者について、必要な支援が受けられること。	この条例は、社会全体で子どもや若者を育む機運を醸成し、施策を総合的に推進することにより、全ての子どもや若者の権利が保障され、自分らしくいきいきと健やかに成長し自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、大人として将来にわたって一人一人が尊重され、自己実現がかなう社会の実現を図ることを目的とします。
北海道石狩市	石狩市子どもの権利に関する条例(案)	検討中	子ども	心身の発達の過程にある者		この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)、日本国憲法、子ども基本法(令和4年法律第77号)その他関連する法令に基づき、こどもの大切な権利が将来にわたって保障され、こどもたちが安心して自分らしく健やかに成長していくための施策を総合的に推進することを目的とします。
三重県桑名市	桑名市子どもの権利条例(素案)	検討中	子ども	18歳未満の市民その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者		この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)の精神に則り、こども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的とします。

※大阪府外は、令和4年4月施行以降のもの